

## 特定非営利活動法人津市スポーツ協会 表彰等規程内規

(目的)

- 1 この規定は、特定非営利活動法人津市スポーツ協会（以下「本会」という。）表彰等規程第6条の規定に定める、表彰及び推薦することに必要な基準等を定めるものとする。

(本会貢献に係る基準)

- 2 本会の振興発展のため尽力し、その功績が顕著であるもの
  - (1)現在本会の役職にあるものは、推せん並びに審査の対象としない。ただし、顧問、参与の役員にあるものは、この限りでない。
  - (2)本会役員として、6年以上在職したものを対象とする。
  - (3)本会の加盟団体役員として、会長、副会長、理事長として10年以上、又は理事の職を含め25年以上の在職したものを対象とする。
  - (4)特に功労の顕著なもの
  - (5)過去に前各号の何れかに該当し、表彰を受けたものは、前各号における再び推薦並びに審査の対象としない。

(スポーツ大会に係る基準)

- 3 スポーツ大会において優秀な成績を収め、特に他の模範とするに足るもの
  - (1)全国的スポーツ大会に優勝又は入賞したもの  
全国的スポーツ大会とは、国民体育大会、地区予選を経た全国選手権（対象は、社会人・大学・高等学校・中学校等とする。）大会等水準の高い全国大会をいう。  
なお、個人競技においては優勝のみとし、団体競技においては3位入賞したものとす。
  - (2)国際競技大会に入賞（8位内）したもの  
国際競技大会とは、オリンピック大会、世界選手権大会等世界的水準の高い大会をいう。（ただし、親善大会を除く。）
  - (3)前各号に該当するもの  
前各号に該当するものとは、選手、監督及びチーム（構成員）とする。  
なお、該当者は、本市に在住、在学、在勤及び出身者であること。
  - (4)その他理事会が認めたもの

(推薦手続き)

- 4 表彰の推薦は、会長が別に定める日までに、本会の加盟団体長は推薦調書（様式第1号）を会長あてに提出、推薦するものとする。